

# 「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等 導入支援事業」の実施について

(テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキ)

会員各位

令和2年2月13日  
(一社)岡山県トラック協会

全日本トラック協会から、国の令和元年度補正予算による「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」が実施されることとなり、2月20日(木)から3月12日(木)まで申請受付を行う旨の通知がありましたのでお知らせします。詳細および交付申請書は、全ト協のホームページに掲載されています。(http://www.jta.or.jp/yushi\_jyosei/jyosei/tgl2020\_notice.html)

## 1. 補助対象事業者

以下の①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

なお、トラック搭載用2段積みデッキについては①のみが対象となります。

①以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上の者(申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除く。)

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

②上記①に補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

## 2. 補助対象機器

①テールゲートリフター(油圧式荷役省力化装置)

②トラック搭載型クレーン(ユニック車)

③トラック搭載用2段積みデッキ

以下の①～④の要件を全て満たすものが対象となります。

①全ト協が定めるものであること(該当する型式等はホームページ等を参照)

②未使用の機器であること<sup>※1</sup>

③補助対象機器未導入の事業用自動車に新たに補助対象機器を導入したものであること<sup>※2</sup>

④令和元年12月13日から令和2年3月31日まで<sup>※3</sup>の間に、該当する機器を導入<sup>※4</sup>した事業用自動車を購入(導入)し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たに補助対象機器を後付装着し構造等変更検査を受けたもの<sup>※5</sup>であること

※1 中古品を導入した場合は対象となりません。

※2 補助対象機器装着済みの中古車を導入した場合、装着済みのものを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象となりません。

※3 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。

※4 トラック搭載用2段積みデッキについては、令和2年3月31日までに納品され、代金の支払いが完了したものが対象となります。なお、リース・レンタルは対象外です。

※5 補助対象機器を装着した車両の新車新規登録又は構造等変更検査が令和2年3月31日までに完了され、かつ支払<sup>※6</sup>が令和2年3月31日までに完了したものが対象となります。

※6 手形や割賦等の清算が完了していない場合や所有権留保の場合は、令和2年3月31日までに支払いの清算や所有権留保の解除等所要の手続きを全て完了する必要があります。

参考：補助対象機器の画像



補助対象	補助率	補助額		補助上限台数
テールゲート リフター	通常価格の 1/6以内	左記により、以下の区分に 応じた補助額となります。		1事業者につき1台 (ただし、Gマーク取得 事業者は2台) (補助対象事業者が自動 車リース事業者の場合 は、借り受ける運送事業 者につき上記台数)
		アーム式	10万円	
		垂直式	10万円	
		後部格納式	20万円	
		床下格納式	20万円	
トラック搭載 型クレーン	通常価格の 1/6以内	左記により、以下の区分に 応じた補助額となります。		1事業者につき車両1台 分 (ただし、Gマーク取得 事業者は車両2台分) ※車両1台に複数基のデッキ を搭載可能な場合には車両1 台に搭載可能な台数を上限と する。ただし、車両1台あた り最大3基までを上限とす る。)
		大型クラス	70万円	
		中型クラス	60万円	
		小型クラス	50万円	
トラック搭載 用2段積みデ ッキ※1	通常価格の 1/6以内	1基につき6万円 (車両1台につき上限18万 円、最大車両2台分36万円 まで)		

※1 車両1台に搭載可能な台数の確認は、搭載状態を撮影した写真により確認するとともに、必要に応じて交付決定後に現地調査により確認を行う場合があります。

4. 申請者

テールゲートリフター及びトラック搭載型クレーンにあつては、申請者は補助対象装置導入車両の自動車検査上の「所有者」です。自動車検査上の「使用者」が申請を行うことはできません。

トラック搭載用2段積みデッキにあつては、申請者はトラック搭載用2段積みデッキを使用する車両の「使用者」であり、かつ機器を購入した者となります。機器の使用者と購入者（支払いを行った者）が異なる場合は補助対象外です。

※Gマーク取得事業者において2台申請する場合、同一事業者において複数営業所分を申請する場合は、本社が取りまとめたうえで一括申請してください。また、テールゲートリフター及びトラック搭載用クレーンについて、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース会社それぞれが申請しなければなりません。

※テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキを重複して申請することはできません。

5. 予算額 1億円

テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキの総額となります。なお、1億円のうち3千万円をトラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキの予算枠とします。

6. 申請方法

全ト協へ郵送（必ず書留郵便、レターパック）により申請を行ってください。

〈送付先〉〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当 宛て

※封筒の宛先に、「（補助対象機器名）補助金 申請書類在中」と赤字で記載してください。各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。

7. 申請受付期間

令和2年2月20日（木）から令和2年3月12日（木）まで

※先着順ではありません。上記期間中の申請を全て受け付けます。

※郵便局の消印が令和2年3月12日（木）までのものを有効とします。3月12日（木）発送の場合は、3月13日（金）に全ト協必着をお願いします。

※3月13日（金）以降の消印のものは受理できませんのでご注意ください。

8. 申請書類等

正本1部 ※申請書類のコピーをとって保管

※申請に必要な書類は、全ト協のホームページより入手してください。

※申請時点で補助対象機器を「導入済みの場合（導入後申請）」と「未導入の場合（導入前申請）」で申請書が異なっています。

9. 交付決定等

申請書類の内容を審査の上、申請時に機器導入済みの申請者にあつては「補助金の交付決定及び額の確定」を、申請時に機器未導入の申請者にあつては補助金の「交付決定」を行い、全ト協から申請者へ連絡します。

交付決定の結果は申請者に対して令和2年3月19日（木）以降、書留郵便で全ト協から文書により通知します。

10. 実績報告書等の提出【導入前申請の場合に限る】

実績報告期限：令和2年4月6日（月）全ト協必着

※交付決定を受けた申請者は正本1部を全ト協へ郵送（書留郵便、レターパック）

※4月6日（月）の消印は受付できません。

◆お知らせ

岡山県トラック協会の『テールゲートリフター導入促進助成金』（※テールゲートリフターのみが対象）は上記の国の補助金と併用申請ができますので書類（岡ト協独自のもの）をトラック協会までご提出ください。

（申請書類：<http://www.okayama-ta.or.jp/subsidy.html>）

問い合わせ先：（一社）岡山県トラック協会

TEL：086-234-8211

FAX：086-234-5600

